

第二百十二号議案

東京都心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

東京都心身障害者扶養共済制度条例（平成十九年東京都条例第三百三十七号）の一部を次のように改正する。  
第十二条第三項各号を次のように改める。

一 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

年金管理者の欠格事由に係る規定を改める必要がある。